

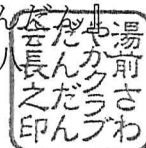
湯前さわやかクラブ『だんだん』規約の一部改正について

湯前さわやかクラブ『だんだん』規約の一部を次のとおり改正する。

令和2年6月15日 提出

湯前さわやかクラブ『だんだん』

会長 荒木 利人



湯前さわやかクラブ『だんだん』規約の一部を改正する規約

湯前さわやかクラブ『だんだん』規約（平成19年11月4日施行）の一部  
を次のように改正する。

第8条第2項中「年の途中で1年会員となる場合の会費は、前項の会費の額を12で除した額（100円未満切上げ）に、申込みを行った月も含めた残りの月数を乗じた額をもって会費とします。」を「年の途中で会員となる場合の会費は、別表のとおりとします。」に改める。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

○湯前さわやかクラブ『だんだん』規約

改 正 後	現 行
<p>第1条～8条 略</p> <p>第8条  <u>2 年の途中で1年会員となる場合の会費は、前項の会費の額を12で除した額（10.0円未満四捨五入）に、申込みを行った月も含めた残りの月数を乗じた額をもって会費とします。</u></p> <p>第9条～24条 略</p>	<p>第1条～8条 略</p> <p>第8条                  2 年の途中で会員となる場合の会費は、別表のとおりとします。</p> <p>第9条～24条 略</p>

(別表)湯前さわやかクラブ「だんだん」会費について

区分	年会費	月会費
一般会員	¥ 6,000	¥ 600
ジュニア会員	¥ 3,000	¥ 300
ファミリー会員	家族で2人目以降半額	

※100円未満切り上げ

一般会員	年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般会員	4月	¥ 600											
	5月	¥ 600	¥ 600										
	6月	¥ 600	¥ 600	¥ 600									
	7月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600								
	8月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600							
	9月	¥ 6,000	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600						
	10月	¥ 6,000	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600					
	11月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600				
	12月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600			
	1月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600		
	2月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	
	3月	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600	¥ 600
総額	¥ 6,000	¥ 7,200	¥ 6,000	¥ 6,000	¥ 5,400	¥ 4,800	¥ 4,200	¥ 3,600	¥ 3,000	¥ 2,400	¥ 1,800	¥ 1,200	¥ 600

※4～6月入会は、一律6,000円で年会員として加入いただけます。

区分	年会費	月会費	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ジュニア会員	¥ 3,000	¥ 3,600	¥ 3,000	¥ 3,300	¥ 3,000	¥ 2,700	¥ 2,400	¥ 2,100	¥ 1,800	¥ 1,500	¥ 1,200	¥ 900	¥ 600	¥ 300
ファミリー(一般)	¥ 3,000	¥ 3,600	¥ 3,000	¥ 3,300	¥ 3,000	¥ 2,700	¥ 2,400	¥ 2,100	¥ 1,800	¥ 1,500	¥ 1,200	¥ 900	¥ 600	¥ 300
ファミリー(ジュニア)	¥ 1,500	¥ 1,800	¥ 1,500	¥ 1,700	¥ 1,500	¥ 1,400	¥ 1,200	¥ 1,100	¥ 900	¥ 800	¥ 600	¥ 500	¥ 300	¥ 200